

# 医療費の返還について(返納金)

国保から、他の健康保険に加入された場合や、北見市から転出された場合は、届出をいただき国保を脱退（国保の資格喪失または北見市国保の適用が終了）することになります。

そのため、国保の資格喪失後、新しい健康保険の保険証が届いていないなどの理由により国保の保険証を提示して医療機関を受診した場合には、国保の資格を喪失しているため、国保で負担した医療費を返還していただく場合があります。

## ■国民健康保険療養給付費の返還（返納金）とは

国保の保険証を提示して医療機関を受診すると、医療機関は医療費の7割分（年齢要件等により8割・9割）を国保へ請求します。しかし、国保の資格喪失後に国保の保険証を提示して医療機関を受診すると、国保の資格を喪失している方の医療費についても国保へ請求されます。

国保では請求のあった医療費を一旦支払いますが、この医療費は国保の資格喪失後のものであり、国保が負担するものではないので、国保が医療機関に支払った医療費については、後日、ご本人または世帯主から返還していただくこととなります。（これを「返納金」といいます。）

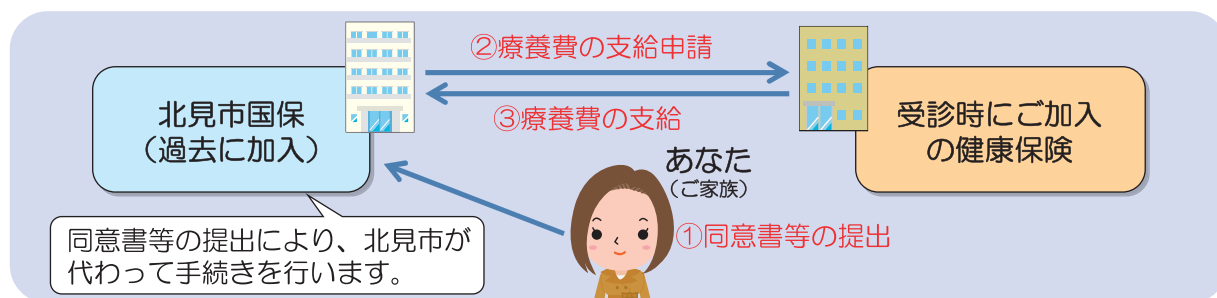
## ■診療時に他の健康保険の資格があるときは

返還していただいた医療費は、受診時に加入していた健康保険へ申請していただくことで療養費として支給を受けることができます。

また、本来であれば国保への医療費返還と受診時加入の健康保険の両方で手続きを行っていただく必要がありますが、「同意書(兼委任状)」等を国保に提出していただいた場合には、国保が代わって受診時加入の健康保険へ療養費の申請を行い、国保に返還していただく医療費に充当して一部または全額を精算することができます。（これを「保険者間調整」といいます。）

なお、受診時加入の健康保険によっては、「同意書(兼委任状)」等の書類を提出しても保険者間調整ができない場合があります。その場合は、いったん国保に返還していただいた後、直接、受診時加入の健康保険へ療養費の請求をしていただくこととなります。

### ◇保険者間調整ができる場合



### ◇保険者間調整ができない場合（返納金）

